

外国人と結婚される方へ

外国人と結婚するには、日本と外国の両方での手続きが必要です。順序として二通りの方法があります。

1 日本の方式で結婚	→	外国の役所または大使館・領事館へ結婚証明書を提出
2 外国の方式で結婚	→	日本の役所または大使館・領事館へ結婚証明書を提出

- * 日本の方式とは、日本の役所に婚姻届を提出することです。
- * 外国の方式による婚姻については、国によって方法が異なりますので、各国の大使館または領事館にお尋ねください。

1 の方法による場合

①必要書類をそろえます。

- <必要書類> 日本人
- ・戸籍謄本（全部事項証明）（本籍地以外に届ける場合）
- 外国人
- ・婚姻要件具備証明書とその日本語の訳文
（独身であること、年齢など自国の法律からみて婚姻することに支障がないことを証明するものです。）
 - ・国籍証明書とその日本語の訳文（パスポートでも可）
 - ・出生証明書とその日本語の訳文
（婚姻届に記入する父母の氏名の確認などに必要となります。）

（注）婚姻要件具備証明書を発行していない国（韓国など）もあります。
その場合の方法については次のページを参照してください。

②必要書類と婚姻届を日本の役所へ提出します。

③日本の方式で結婚したという証明書（婚姻届の受理証明書など）を外国の大使館・領事館などに提出します。

※どんな証明書が必要か、どこへ提出するかは、国によって異なりますので大使館等へ確認してください。

2 の方法による場合

①外国の大使館または領事館へ外国の結婚の方式について確認します。

②外国の方式で結婚の手続きをとります。

③婚姻成立の日から3カ月以内に日本の役所へ婚姻届を提出します。

- <必要書類>
- ・日本人の戸籍謄本（全部事項証明）（本籍地以外に届ける場合）
 - ・外国の役所の証明した婚姻証明書とその日本語の訳文
 - ・外国人の出生証明書とその日本語の訳文
 - ・国籍証明書とその日本語の訳文（パスポートでも可。但し、婚姻証明書などに記載があれば不要です。）

〔 1の方法をとる場合で
婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合 〕

- ・婚姻要件具備証明書の代わりとなるものとその日本語の訳文
- ・出典を明示した法文（婚姻法等）の写しとその日本語の訳文

を提出していただき、日本の役所で外国人の方の婚姻要件を判断することになります。
（婚姻要件を確認するのに法務局などを経由するため、婚姻届の受理に日数がかかる場合もあります。詳細については窓口にてお尋ねください。）

※当事者の身分関係を国が把握していないような場合（例えば特別永住者の方など）は「婚姻要件具備証明書が出ない」旨及び「自分は婚姻に関し、本国の法律に照らし合わせて、何の障害もないことを宣誓します」と本人が署名した申述書をもって婚姻要件具備証明書の代わりとすることもあります。（詳細については窓口にてお尋ねください。）

＊ 婚姻の成立及び方式

（法の適用に関する通則法第24条）

- ①婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。
- ②婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。
- ③前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

＊ 訳文の添付について

（戸籍法施行規則第63条の2）

届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

＊ 入国管理局での手続きについて

在留資格の取得や変更、入国などの手続きの際に、婚姻証明書等の書類の提出を求められる場合もありますので、必ず入国管理局で必要書類等について確認してください。